

ビルマ獨立論(下) : 太平洋戦争によるビルマの政治的变化について

具島, 兼三郎
九州大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1273>

出版情報 : 法政研究. 19 (4), pp.1-44, 1952-03-31. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

ビルマ獨立論 (下)

—太平洋戦争によるビルマの政治的变化について—

具 島 兼 三 郎

目 次

序	戦前のビルマ社会
第一章	英國の統治組織
第二章	戦前のビルマ民族主義
第三章	戦争によるビルマ社会の变化
第四章	英國の復帰工作
第五章	ビルマの獨立
第六章	内 戦
第七章	政府軍の勝利
第八章	結 び
第九章	

(以上前号)

第六章 ビルマの獨立

四月選挙が反ファシスト人民自由連盟の勝利に終ると、その餘勢をかつて六月六日には憲法議會がひらかれ、か

ねて連盟の手で準備されていた憲法草案が可決された。この憲法草案は全般的にはユーゴスラヴィア憲法に範をと
り、部分的にはソ連憲法を参考として起草されたものといわれているが、その特徴は次の四點にあつた。

一、ビルマを大英帝国の一構成単位としてでなく、大英帝国のワク外に立つ独立国家として規定していたこと。

ビルマの独立交渉のためにオン・サンがロンドンに乗りこんだとき、英国ではビルマは獨立をすることがあつても
結局は自治領として大英帝国のワク内にとどまるであらうという噂がもつぱら行われていた。それにも拘らず、オン
・サン自身はそれに對して反對であつた。もとより彼とてもビルマの經濟的荒廢を考へるとき、英国の援助がビルマ
にとつて必要なことはよく知つていた。しかし、彼が自治領としての地位をうけ入れたからといつて、ビルマにおけ
る英國資本や英國人官吏がビルマ民族主義の命令にしたがつておとなしくやつてくれるという保証はどこにもなかつ
た。彼らは情勢がわるいとみれば一時讓歩することはあつても、情勢が彼らにとつて少し好転したとみたら必ず反噬
してくるにきまつていた。彼らの回復したいと希つてゐるものは外國資本の天國であつて、ビルマ人の天國ではな
かつたからである。これはビルマ人にはもうわかりすぎるくらいわかつていた。それだけにビルマ人の間には彼らに對
する強い不信が支配していた。しかるに、ビルマが大英帝國のワク外に出るよりも、自治領としてそのワク内にとど
まつた方がよいという議論は、主として彼らによつて唱えられていた。それだけに信用ができなかつた。ウカツにそ
んな議論に調子を合せようものなら、彼奴は英國資本の手先だということになつて、共產主義者ばかりでなく、国内
の民族主義者をも敵にまわすことになりかねないからであつた。反ファツシスト人民自由連盟の分裂はそれによつて
必至となるであらうし、人民義勇軍は大舉して共産党の側に走り去つてしまふであらう。これではいたずらに共産党
をして名をなさしめるだけであつた。ビルマの復興にとつて必要なものは強力な政府をつくるためには反ファツシス
ト人民自由連盟や人民義勇軍をがっちり自己の手に握つてゐることが必要であつた。そのためには反ファツシスト人

民自由連盟を分裂させたり、人民義勇軍を動搖させたりすることは、極力避けねばならなかつた。オン・サンが自治領としての地位をうけいれることに反対し、大英帝国のワク外に出ることを主張したのは、そのためであつた。憲法草案はこのようなオン・サンの考えを基礎にして組み立てられていた。

二、国家の全権力はビルマ原住民の手にあることが規定されていたこと。

戦前の英国の統治組織のもとでは、ビルマ人も亦参政権を與えられていたとはいへ、その権限は二重三重に制限されていた。そこにはビルマ人の意思とはまったく無關係に外國によつて任命される総督というものがあつて、それが絶大な権限をもつていた。國防、外交、邊境地帯、宗教、貨幣などに関する事項は總督の自由裁量に任がされていたし、國內の治安、財政、少數民族、官吏の特権、商業および人種的差別の除去に關する事項は總督の獨自の判断によつて處理されることになつていた。したがつて議會というものはあるにはあつたが、そこで行使される立法権の範圍はきわめて制限されていた。議會は總督條令や英國の本国法に抵触するような立法を行つてはならないことになつていたからである。しかし、この限られた立法権も議會の豫算審議權に加えられた制限のために一層窮屈なものとなつていた。国家予算のうち約四割は確定經費として議會の同意をうる必要なきものとされてきたからである。しかもこの限られた立法権の範圍内で議會が何か決定したとしても、それを採擇するかどうかは總督の自由に任かされていた。したがつて、ビルマ人は結局彼らの意思を實行するための窮極的な保證は何も與えられていなかつたといつていい。しかるに、反ファシスト人民自由連盟の憲法草案においては、ビルマ原住民の参政權に對してこれまで加えられていた一切の制限が除去された。そこではビルマ原住民の意思と無關係に外國から任命されて、ビルマ原住民の意思を拘束する總督なるものは、姿を消した。もとより大統領というものはあつたが、それはビルマ原住民の代表者たちによつて構成される議會によつて選ばれるのであつて、總督のようにビルマ原住民の意思と無關係に外國から押し

論 說

つけられるのではなかつた。議會は地域代表會議 (the Chamber of Deputies) と民族代表會議 (the Chamber of Nationalities) の二院から成り、広汎な立法権をもつていた。そこではもはや戦前の議會のように外國の意思によつてその立法権の範圍が制限されるようなことはなかつた。もとより大統領は議會を通過した法案でも、それが憲法に抵觸すると考えた場合には、法律の公布に必要な署名を拒否することによつてその法案を葬ることができた。しかし、それは総督の拒否權とはまつたく性質を異にするものであつた。大統領自身は議會の兩院合同會議で選ばれたらわばビルマ原住民の代表者であつたから、拒否權を行使する場合にも、外國の利害を基準にしてそれを行使するはずがなかつたからである。しかし、万が一にも大統領がそういう怪しからん行爲をやつたとしたら議會は大統領を糾弾することが出来る仕組になつていた。^{註一}こゝには戦前の英國の統治組織にみられたような絶対者はいなかつた。又せつかくの議會の立法権を予算審議權の面から抑えて骨抜きにするといつたようなこともなかつたので、議會はこゝにはじめてほんとうの立法院としての面目を護得した。したがつて、こういう議會の信任を基礎にしてつくられる政府も亦、戦前のそれと異つて、眞に責任内閣の名にふさわしいものとなりうるわけであつた。戦前においても政府は一應議會の信任の上に構成されることになつてはいたが、大臣の任期を決定するものは總督であつたから、大臣は事實上、議會に対してよりも、総督に対して責任を負うようなことになつてしまつた。しかるにこの憲法草案においては、大臣の任免は首相の進言にもとずいて大統領がこれを行い、首相自身は地域代表會議の信任如何によつてその地位を左右されることになつていたので、政府としては議會の意嚮を無視してうごくことができないようになつていた。全じことは司法権力についてもいうことができた。戦前には高等法院の法院長は英國皇帝によつて任命されたものであつたが、^{註二}この憲法草案では議會兩院の同意を得て大統領によつて任命されることになつており、外國に対してでなく、ビルマ國民自身に奉仕すべきものとされた。ビルマを支配するものはビルマ原住民以外の何ものでもな

ことが、これによつて明かにされたわけである。

三、民族問題の解決に新しい方途を示したこと。

英国統治のもとではビルマ本土と辺境地帯とがハッキリ区別され、前者に対しては制限付の参政権が定められたが、後者に対しては封建的な諸制度がそのまま維持された。英国は辺境地帯を總督の直轄地とし、それらの地域に住む少数民族の支配階級を手馴け、これを背後から操縦することによつて、自治権の拡大に關するビルマ人の要求を牽制する方法をとつてきた。そのために辺境地帯では封建時代そのままの身分制度が維持されている有様であつたが、この憲法草案ではそれらの身分制度を無視し、ビルマの原住民はすべてビルマ市民として平等の待遇をうけることになつた。^{註三} 又少数民族の意思を尊重するために連邦制をとり、シャン族、カチン族、カレン族はそれぞれ自分自身の自治州を、亦チン族は特別区をつくることを認められた。^{註四} そればかりでなく、これら少数民族の意思を正しく議會に反映させるために、ソ連の民族會議に倣つて、民族代表會議が設けられ、ビルマ連邦を構成するすべての民族は、その人口の多寡に應じて公平な代表権を定められることになつた。したがつてそこでは人口のうえではビルマ人よりも少い少数民族の方がビルマ人よりも多数の議席をしめることになつた。ビルマ人の五三に對して、少数民族は七二の議席を占めることになつたからである。^{註五} これはビルマ人が少数民族のうえに君臨し、いや應なしに彼らの意思を少数民族に押しつけていた王朝時代の制度に比すると、まことに進歩した制度であつたといふことができる。

説

論

四、新しい型の民主主義によつて貫かれていたこと。

戦前の英国支配は、英國資本によるビルマ資源の自由な開發を援助するところにその主要な目標がおかれていたの
で、ビルマ人に参政権を與えるといつても、それはその目標の達成を危くしない限度内において、與えられていたに

論 説
すぎなかつた。總督の自由裁量や独自の判断に任かされている事項がひじように多かつたのも、いわばそれによつて英国資本の進路に横たわる障碍をとり除くためであつた。そのために英國支配のもとでは英國資本や英國資本につながるインド資本は發展したが、ビルマ人自身の經濟は苦しくなつた。憲法草案はこの點に着目し、ビルマ原住民に對してたゞその市民的自由や政治的自由を保証したばかりでなく、獨占資本や大土地所有からの自由を保証した。一九四七年五月二十三日、反フアツシスト人民自由連盟の大会において、オン・サンはこの憲法草案を説明して次のように述べた――

「ビルマ共和國は今次大戰から生れた新しい型の民主々義原理にもとづく國家であり、この民主々義は何よりもまず勤勞大衆の權利回復への手段であらうし、國有化こそビルマ共和國の合言葉とならう。われわれはあらゆる形式のフアツシズムを憎むが、とりわけ獨占資本による經濟的フアツシズムを嫌惡する。」註六

このオン・サンの説明がハッキリ示しているごとく、この憲法草案は獨占資本を禁止していた。もとよりこの憲法草案においても、私有財産がみとめられ、經濟活動における私人の創意が尊重される點は、これまでの多くの國々の憲法と變りなかつたのであつたが、それには一つの制限が附されていた。私有財産は公共の利益を害してはならないという制限がすなわちそれであつた。かゝる觀點からすれば、獨占價格を設定したり、市場の獨占を行つたりするカルテル、シンデケート、トラストのごとき私的獨占組織は禁止され、國有化さるべきものとされた。註七 獨占資本の禁止とともに注目さるべきものは大土地所有の禁止であつた。この憲法草案では土地の窮極の所有者 (the ultimate owner of all lands) は國家であるとされ、國家には土地改革の權利があるものとされた。私有地の最高限度をどこにおくかは法律によつて定められることになつてはいたが、定められた限度以上の大土地所有は絶対に許されないことになつていた。註八

しかし、企業の場合にせよ、土地の場合にせよ、私有財産を國有化する場合には、無償沒收のごとき過激な方法によることなく、法律の定めるところによつて一定の代價を支払うべきものとされた。註九 獨占資本や大土地所有の禁止に關するこれらの規定はユーゴスラヴィア憲法の模倣であつたが、全時にそれは亦ビルマ社会の切実な要求でもあつた。前にも述べたごとく、ビルマでは獨占資本という獨占資本はことごとく外國資本であり、それが國家權力とむすびついて事毎にビルマ人の進路を阻んでいたので、これをビルマ人の手に奪還せよという欲求は、以前から強かつた。したがつて獨占資本が禁止され、それが國有化されることは、ビルマ人にとつてはかねてからの念願であつたといふことができる。又土地の多くが外國人不在地主によつて所有され、農民の多くが土地をもたないビルマにおいては、國家が土地の窮極の所有者として土地改革の權利をもつという憲法草案の規定も亦、決して不自然なものではなかつた。

しかし、憲法議會がこの草案を可決すると、それは保守勢力の側からの猛烈な非難を浴びた。ビルマの地主たちにしてみれば、憲法草案が民族代表會議を設けて少数民族に對してビルマ人よりも多くの議席を與えたことは彼らの自尊心を傷つけること甚しいものと考えた。彼らはこれによつて今後ビルマ人は測り知れない不幸を受けなければならぬ、彼らの土地に對しても手をつけかねない態度を示したことも不満であつた。一方僧侶は僧侶で、憲法草案が佛教に對して充分尊敬をはらつていないことに不満であつた。僧侶たちの考えでは憲法草案は當然に佛教をビルマの國教と宣言すべきであつたし、大統領や首相は當然佛教信者のなかから出すという規定を設くべきであつた。しかるに憲法草案は佛教がビルマ連邦内において大多数の人々の信仰する宗教として特殊な地位をもつことをみとめつゝも、これに對して格別政治的特權を與えようとはしなかつた。否、それどころか、逆に宗教を政治的目的のために濫用す

ることを禁止した。そこでは信教の自由がみとめられ、人種や宗教を異にするビルマ市民相互間の憎悪や敵對感情を煽るような行為は禁止されたからである。^{註一〇} 僧侶たちがおさまらないのはこの點であつた。彼らとしても英國支配の繼續に對しては反對であつたが、それは英國の支配がつゞくかぎり、王朝時代のように僧侶が中を利かすことができないからであつた。しかるに、反ファツシスト人民自由連盟は僧侶たちのこのような念願に對して、少しも敬意を拂わうとはしなかつた。民族主義ももうこゝまでくるとうしろ向きの民族主義と前向きの民族主義とは、全じでないことが明かになつた。そこで彼らはこの前向きの民族主義に對してさかんに攻撃の矢を放つた。又少數民族中の貴族やその貴族の家臣團、地主たちの間では、彼らの權威を傷つけるような平等な市民權の設定や彼らの台所をさつそく苦しくするであろう大土地所有の禁止は、すこぶる不評であつた。最後にビルマにいる外国人については、この憲法草案が英國資本やインド人の金貸業者たちのあいだに、ひじょうな恐慌の渦をまきおこしたことはいうまでもないことであつた。彼らにしてみれば、憲法草案が明かにしているような独占資本の禁止や大土地所有の禁止は、彼らがビルマにおいて築きあげた足場を根こそぎにしてしまふおそれがあつたからである。そこで彼らとしては、ビルマにおける彼らの權益や彼らの財産を保持しようとするれば、どうしてもこの憲法草案を破棄する必要があると考へた。しかし、そのためにはこの憲法草案の推進力となつている反ファツシスト人民自由連盟を政權から追いださねばならなかつた。こゝにおいて彼らが着眼したのは、かねて反ファツシスト人民自由連盟に反對して、憲法議會の選舉をポイコツトしていた三党同盟の勢力であつた。この勢力を援助して政權をとらせさえすれば、外國資本にとつて危険な憲法草案を破棄することができる。そう考へた彼らは三党同盟に對してさかんに声援を送りはじめた。と全時に、一方英本国の保守勢力は保守勢力で、勞働黨政府に圧力を加えて、反ファツシスト人民自由連盟との妥協政策の變更を迫つた。このような情勢はかねてオン・サンの失脚をねらつていた三党同盟の政治家たちをよるこぼし

た。彼らは憲法草案に不満をもつ国内の地主や僧侶、少數民族の貴族たちに働きかけて倒閣の準備をすゝめるとともに、他方英国資本やチエツチャー、その背後にある英印兩國の保守勢力とも連繋して、オン・サン排撃運動にのりだした。

しかし、ビルマ全土に根を張つた反ファツシスト人民自由連盟の勢力は容易にゆるがなかつた。こゝにおいて保守勢力の一部はついに非常手段に訴えてその目的を達成すべく決意した。七月十九日、彼らはずいに刺客を放つてオン・サン以下中間政府の閣僚五名を暗殺した。犠牲者のなかにはオン・サンとともに反ファツシスト人民自由連盟の大立物といわれた農民組合の指導者、タキン・ミヤも含まれていた。この事件の首謀者はかねてオン・サンと犬猿の間柄にあつた三党同盟の指導者、ウー・ソーであつた。彼がこの事件を計画したもとの動機は、オン・サンの暗殺によつてビルマを大混乱におとし入れれば、事態の收拾のために総督はかならず彼を呼ぶであらうと考えた點にあつた。彼は學歷らしい學歷とてない男であつたが、ながい間ビルマの政界を馳驅してきただけあつて、英国人の信任をうるためのかけひきについては第一人者であつた。彼は前總督ドーマン・スミス郷の手で監獄から釋放され、ビルマに呼びもどされて以来ドーマン・スミス郷とは特別泥懇な間柄にあつた。したがつて、ビルマが大混乱に陥つた場合に英国がどんな態度にでるかということについては、ドーマン・スミスを通じて充分打診すべき機会をもつていた。彼が当時の情勢をもつてクーデターの成功を確信したことについては、彼をしてそのような確信を抱かせるに足るだけの材料を彼に與えたものが誰かいるはずであつた。ビルマでは一般にそれは前總督ドーマン・スミスその人であると考へられていた。ドーマン・スミスがこの事件に直接關係していたかどうかは不明であつたが、彼が労働党政府のビルマ政策に反対して、反ファツシスト人民自由連盟排撃の急先峰であつたことは事實であつた。ウー・ソーが事件後の政局についてかなり樂觀的な看透しをもつていたのも、彼がロンドンからの情報にうごかされた結果であつた。

しかし、それはウー・ソイの大変な見込みちがいであつた。指導者をやつつけさえすれば支離滅裂になると考えていた反ファシスト人民自由連盟は少しも動搖を示さなかつたばかりか、かえつてこれを転機としてその團結を強化した。そればかりか、従來連盟と対立的な關係にあつた白旗共産党や全ビルマ労働組合会議までが、連盟とよりをもどして政府支持のために立ちあがつた。白旗共産党や全ビルマ労働組合会議は反ファシスト人民自由連盟の憲法案案に対してはかならずしも賛成ではなかつた。獨占資本や大土地所有の禁止はいいとしても、それらを国有化するに當つてその代價を支拂うという憲法案の方法は、ビルマの國庫が空つぽであるということを考慮に入れるとき、せつかくの社会改革を不當に將來にのばすことになるというのが、彼らの賛成しえない理由であつた。しかし、それは国有化の方法に關する反対であつて、国有化そのものに対する反対ではなかつた。もしも、ウー・ソイのクーデターを成功させるようなことがあるならば、国有化政策は根底からくつがえされてしまうおそれがあつた。ここにおいて白旗共産党も全ビルマ労働組合会議も、それまでの行きがかりを水に流して反ファシスト人民自由連盟を支持することに決定した。反ファシスト人民自由連盟と白旗共産党が手を握つたことは、ビルマの労働者や農民、小市民、インテリを振り立たせた。彼らは兩政党の呼びかけに應じて一せいに立ちあがり、ウー・ソイをはじめ三党首腦部の逮捕を要求した。彼らはただウー・ソイを非難したばかりでなく、彼の背後にあつて糸をひいているものに対して、罵々たる非難を浴せかけた。反英感情はビルマ全土にひろがり、かつてランス總督とオン・サンとの間にみられた和やかな雰囲気は失われた。

このような情勢のなかでもしもランス總督が事態收拾のためにウー・ソイを招致するようなことがあつたならば、さなきだに悪化しているビルマの人心は益々悪化して手がつけられなくなるおそれがあつた。悪くすると、ビルマはそのまま獨立戦争に突入してしまふかもしれないなかつた。これはビルマをあくまでも英國にむすびつけて行こうと考え

ていた總督にとつても、亦英國政府にとつても、絶対に回避しなければならぬ事態であつた。そこで總督は本国政府の諒解のもとに、反ファツシスト人民自由連盟の政權をそのまま認めることにした。彼はオン・サンの後任として、大學時代からのオン・サンの親友で、反ファツシスト人民自由連盟の副總裁、タキン・ヌー(Thakin Nu)を中間政府の副首相に任命した。^{註一}これに反してオン・サン暗殺の首謀者、ウー・ソーに対しては、彼が中間政府の手によつて逮捕され、裁判の結果絞首刑に処せられるのをただ見送つた。そのために三党同盟は瓦解し、英國資本はビルマにおける彼らの有力な足場を失つた。事件勃発當初ロンドンでは保守勢力がいつせいに騒ぎだし、ビルマに自治能力なし、ビルマの事態はウー・ソーをして收拾せしめよとさかんに氣勢をあげたが、事態かくのごとくなつては正に天に向つてつばきするような結果になつてしまつた。かくて彼らは新しい情勢のもとでビルマにおける彼らの權益を擁護するための方途を探し求めねばならなかつた。そしてその方途は労働党政府によつて与えられた。労働党政府にしてもビルマを英國にむすびつけて行きたいという點では、英國の保守勢力と全じであつたが、ただそのむすびつけかたの点で保守勢力と多少見解を異にしていた。ビルマの民族主義を古くさい謀略や力で抑えつけ得ないことは、ドーマン・スミスの失敗によつてすでに試験済みであつた。そんな試験済みの方法を何回くりかえしてみたところで、全じことであつた。それよりも外交のうえに新機軸をだしてビルマを巧みに英國にむすびつけて行くことの方が肝要であつた。そのためにはビルマの民族主義と真正面から対決することなく、一應これを認めて將來の協力の方法について話し合つた方がマシであつた。一九四七年十月、アトリー首相がタキン・ヌー政府と協定をむすび、^{註三}一九四八年一月六日を期してビルマに獨立をみとめることにしたのは、そのためであつた。しかし、これには二つの條件がついていた。一つは將來ビルマ政府が英國財産を國有化する場合には、その代価をルピーでなくポンドで、しかも現金で、支拂うという条件であり、他は英國に対しビルマの國防に關する特權をみとめるという条件であつた。

國防に關する特權というのは、ビルマ軍の訓練を英連邦に頼み、英連邦以外のいかなる國にも頼まないということのほか、平時における英國軍用機のビルマ領空飛行權、あらかじめ指定されたビルマ飛行場施設の使用權、戦時または戦争の危険ある場合、ビルマまたは他の英連邦地域援助のために行われる陸、海、空よりする英軍のビルマ進駐權に対する承認を含んでいた。^{註一三}これは英國にとつてまことに巧妙な協定であつた。

英國はビルマの獨立をみとめ、ビルマの政府が英國人財産を國有化することがあつても、これに反對しないというのであるから、それはいかにも太つ腹なようにみえた。しかし、問題はその次にあつた。國有化してもよいが、國有化する場合には、その代價をポンドで、しかも現金で支拂えという點がすなわちそれであつた。ポンドで、しかも現金でということになると、戦争のために空つぽになつたビルマの國庫ではおいそれといかないことは、英國が一番よく知つていた。戦前でさえビルマの國家歳入は一七〇〇万ポンドを越えたことがなかつたのに、戦争のためにそれがガタ落ちになつて戦後になると、年々の赤字は七〇〇万ポンド以上に達した。そのために政府は國家の緊急支出に應じえないばかりか、官吏の俸給でさえ満足に支拂えないような状態であつた。それにこの協定は獨立に際してビルマは英國に對し七二〇〇万ポンド、インドに對して六五クローアス・オブ・ルビー(約一三六五〇万ドル)の負債を支拂うべき旨を規定してゐた。^{註一四}英國に對する負債というのは戦争以來英國がビルマに注ぎこんだ経費を、又インドに對するそれは一九三七年印緬分離のときインドがビルマの鐵道につぎこんだ資本を基礎にしてそれぞれ算出されたものであつたが、こんな大金はビルマ人が向う十年間食うや食わずに働いても、到底返済しうるものではなかつた。したがつて、そのうえに、さらにビルマにおける英人企業やインド地主の土地を買收するといつても、そんなことは容易にできることではなかつた。英國側の狙いは正にこの點にあつた。それは表面ビルマ側の要求を呑んだようなふりをして、実はこれを拒否する巧妙な方法であつた。

全じことは亦軍事的な問題についてもいうことができた。ビルマの獨立をみとめて英軍の撤收に同意したという、ひじように太つ腹のようにみえるが、いざという場合にはいつでも進駐できるようなつていのであるから、こんなうまい話はなかつた。それも戦争の場合だけでなく、ただ戦争の危険があるだけの場合でも進駐ができるのであるから手おくれになる心配は絶対になかつた。又ビルマを援助するためだけでなく、ビルマ以外の英連邦地域を援助するためにも、ビルマに進駐できるといふのであるから、こんな便利なことはなかつた。それに進駐の方法は空からであろうと、海からであろうと、將また陸からであろうと勝手だときている。おまけに平時でも英国の軍用機はビルマの空を飛んでもよいことになつていたし、ビルマの飛行場だつて使つてよいことになつていた。又ビルマ軍は英国だけで訓練するのであるから、その手のうちはわかりすぎるほどわかつていた。これでは英国軍がビルマに駐屯しているのも同然であつた。しかも、それによつてビルマ人の好意を購うことができるならば、英國にとつてこんなうまい話はなかつた。英國労働党政府のビルマ政策は保守勢力のそれに比して、たしかに流線型であり、スマートであつた。それはフランスがインド支那で、又オランダがインドネシヤで、土民の民族主義と血みどろの斗争をつゞけているときに、あまりにも水際立つたファイン・プレーであつた。何故ならば、それはフランスやオランダがたくさんの兵隊を殺してなおかつ達成することのできなかつた目的を、一人の兵隊も殺さずに達成したからである。さすがは英國だと、少し目先の利くもので感心しないものはなかつた。

しかし、ここにはしなくも問題がおこつたのである。ビルマ人のなかにこの英國側の意圖を看破し、公然アトリー

説論

註一 Constituent Assembly of Burma, The Constitution of the Union of Burma, Rangoon, 1948, (Reprinted in Japan)

P. 13

註二 一九三五年ビルマ統治法第八章第八十一條第二項には次のような規定がある。

「高等法院判事は皇帝の親筆署名辭令書により任命せられ、其の意思に反して滿六十才以前に免官せらることなし。」

註三 Constituent Assembly of Burma, op. cit. P. 2

註四 Ibid. pp. 50—66

註五 Ibid. pp. 78—79

民族代表會議の議席の配分は次のごとくであつた——

シヤン自治州	二五
カチン自治州	一二
チン特別区	八
カレンニ自治州	三
カレン族	二四
ビルマ連邦のその他の地域	五三

(少数民族合計)

註六 時事通信、「海外電報」昭和二十二年六月二日号 一四二一頁

註七 Constituent Assembly of Burma, op. cit. p. 6

ビルマ憲法第二章第二十三條第三項には次のごとく記されている——

「獨占價格の設定、市場の獨占乃至その他の方法により國民經濟を害する意図をもつて構成されたカルテル、シンジケート、トラスのごとき私的獨占組織は禁止される」

註八 Ibid. p. 8

ビルマ憲法第三章、國家の農民および勞働者に対する諸關係、第三十條には次のような規定がある——

「第一項、國家はすべての土地の窮極の所有者である。

第二項、この憲法の規定にしたがい、國家は土地の保有を調整、変更乃至廢止する權利、乃至すべての土地の所有權を回復し、集團耕作又は共同耕作、又は小作農に分配する權利をもつべきである。

第三項、いかなる理由があつても大土地所有は許されない。私有地の最高限度は事情の許すかぎり出米るだけ早く法律によつて決定されるべきである。」

註九 Ibid. p. 6

ビルマ憲法第二章第二十三條第四項には次のような規定がある——

「私有財産は公共の利益がそれを要求する場合には制限乃至接收される。但し、いかなる場合に、どの程度に所有者に補償を與へるべきかを規定した法律にしたがつて行われなければならない。」

註一〇 Ibid. p. 5

ビルマ憲法第二章第五十一條第四項には次のような規定がある——

「政治的目的のために宗教を濫用することは禁止される。人種的乃至宗教的社會相互間の憎惡、敵対感情、不和を促進する行爲、又は促進することあるべき行爲は、その行爲の如何を問はずこの憲法違反である。したがつて法律によつて処罰される。」

註一一 タキン・ヌーはオン・サンのような軍人でもなければ、地下工作者でもなく、むしろ文人として知られていた。彼は小説をかき、ドラマをかいた。熱心な佛教信者であつたが、思想的には社会民主主義者であつた、戦時中はバー・モー内閣で外務大臣兼宗教大臣をつとめた。

論 說

註一二 一九四七年十月の英緬條約については時事通信「海外電報」昭和二十二年十一月五日号、二九〇九—二九一〇頁参照
註一三 全上、二九一〇頁、ビルマ国防協定参照

註一四 Edward M. Law Yone and David G. Mandelbaum, *The New Nation of Burma* (Far Eastern Survey, Oct. 25, 1952, p. 191)

第七章 内 戦

オン・サンの暗殺を契機として白旗共産黨と反ファツシスト人民自由連盟乃至ビルマ社会黨とが一時歩み寄りを示したことは前述のごとくであつたが、兩者の友好關係はそうながくはつづかなかつた。保守勢力の側からのクーデターの危険があつた間は小異をすてて大同についた白旗共産黨も、三黨同盟の没落によつてその危険がなくなると、漸次政府に対して批判的な態度をとるようになった。一九四七年十月アトリー・タキン・ヌー協定の締結とともに、白旗共産黨が反ファツシスト人民自由連盟やビルマ社会黨に対して俄然批判の鋒先を向けはじめたことは、これを示していた。それも一九四八年一月六日、ビルマが予定どおり獨立し、獨立後の事態がタキン・ヌー政府にとつてかならずしもうまく行かないことが明かになるまでは、その批判も亦平和的な方法の埒内にとどまつていた。しかるに、一九四八年三月初めになると、白旗共産黨の反政府活動は公然武力革命の形態をとるようになった。これによつてビルマは獨立後二ヶ月にして早くも内戦に見舞われたわけである。しかし、われわれがこの内戦について正しい理解を與えようとするならば、その前に獨立後タキン・ヌー政権の當面した諸困難について、少しく述べておく必要がある。

獨立後のタキン・ヌー政権は英國統治時代の政府が當然にやるべくしてやれなかつたことを大膽に実行した。タキン・ヌー政権は英國統治時代の放漫財政にメスを加え、戦争中のビルマ人政府がやつたように、官吏の俸給を削減して、国の財政で賄うる程度に切下げた。又英國の統治がビルマの社会生活に根を下ろしていなかつた點を矯正するために、ビルマの村々を自治体組織の基礎のうゑに再建した。天降り村長は追放され、村長や村會議員は村人の選舉

によつて選ばれるようになった。それまで村長から命令されるだけであつた村民が、今度は逆に村長を統制し、支配しうるようになった。農民たちにとつて最大の問題であつた土地改革についてもさつそくその計画がたてられた。又外国資本の活動をビルマの社会的利益に従屬させるために、政府による輸出入貿易の統制が行われ、外國に對する機械類の註文はすべて政府の手で行われることになつた。このほか、社会的な面でも、文化的な面でも、次々に新しい試みがなされた。社会生活を改善するために、模範村をつくる計画が立てられたり、新式の住宅や飼育法が紹介されたり、子供たちに純粹のミルクを配給するための酪農場が企劃されたり、さては監獄の囚人たちの待遇改善の方法までが講ぜられた。又文化面ではビルマの民族藝術が振興され、素人演劇が奨励され、國民博物館の設立やラヂオ、書籍の普及計畫が立てられた。又外國の文化をビルマに紹介するために翻譯協会が設立され、從來は年に六人しか外國に送られなかつた留學生が百人に殖やされた。すべてこれらのことは、タキン・ヌー政権がビルマの民族的獨立のためにいかによいアイディアをもつて出發したかを示している。

しかし、よいアイディアをもつていふことは、必ずしも成功の保證にはならなかつた。よいアイディアが実行に移されるためには、それを実行に移しうるだけの豊富な行政の經驗を必要とした。しかるに、この点になると、タキン・ヌー政府の陣容はマロトに貧弱であつた。政府の頭部だけには改革の熱意に燃えた少數の人々がいたが、彼らの手足となつて、彼らのすぐれたアイディアを國の末端にまでもちこむ官吏群はいなかつた。英國統治時代にはビルマ人を使うよりもヨーロッパ人やインド人を使う方が呑みこみが早いというので、ビルマ人を官吏に使うことはきわめて稀であつた。そのために官吏の經驗をもつビルマ人は少なかつた。經驗をもつていふという点では、その大部分がヨーロッパ人やインド人によつて構成されていた旧政府の官吏が一番であつたが、彼らの多くは英國の統治が終つたときに、退職してビルマから去つてしまつた。新政府が財政上の必要から行つた官吏の減俸は、彼らが新政府の

論 說

もとにとどまることを困難にしたからである。ビルマ人官吏ならびに少数の外国人官吏は新政府のもとにとどまつたが、彼らと新政府の頭部をしめた民族主義者たちとの關係は、かならずしもうまく行かなかつた。民族主義者たちといつても大學教育をうけたような人は、ごくわずかであつたし、そのわずかな人たちも經濟學や工學の教育をうけた人はいかなかつた。近代的な工鑛業や商業がごとく外國人の手に握られ、ビルマ人にはほとんど就職の機会がなかつた戦前のビルマ社会では、經濟學や工學を勉強してみても何の足しにもならなかつたからである。したがつて政府の指導者たちといつても、工鑛業や商業に關する理解はきわめて薄く、ましていわんや經濟行政においておやであつた。彼らには行政的にできることと、できないこととの見分けがつかかなかつた。彼らは自分たちの思つたことが何でもうまく行かないと、それは官吏の熱意が足りないからだと考えた。これに對して官吏の方では、政府の指導者たちの理解のないことを憤慨した。政府の指導者たちは官吏を信用せず、官吏は政府の指導者たちを信用しなかつた。そのため旧政府の官吏のなかには氣を腐らせて退職するものが續出した。もとより彼らがやめても、そのあとを補充するビルマ人の官吏がちゃんと養成してあれば問題ないのであつたが、この方の準備は少しもできていなかつた。そのため官廳のポストは空席だらけとなり、これを早急にうすめようにもビルマ人のなかにはその適任者がないといつた状態であつた。これでは頭だけあつて、手足がないようなものであつた。フアーニバルは當時の情況について次のように書いている――

「ビルマ人を彼ら（旧政府の官吏）の地位につけるための訓練は、實際上何もなされていなかつた。ビルマが完全獨立の自由を與えられ、英國の国旗がおろされたぎりぎりの時においてさえも、ビルマ人で上級の行政的地位をしめたものはわずかであつた。二〇人の主要な行政部門の長官のうち、ビルマ人は民間病院と教育部門を司る二人だけであつて、商工業乃至治安部門には何の發言權ももたなかつた。七人の局長のうち二人ビルマ人がいたが、と

もかく一應「何かやつている」といつた程度のものであつた。縣の署長級以上の民間警察官が五〇人ばかりいたが、そのうちビルマ人は二人しかいなかった。再占領後募集された三〇人の武装警察官の幹部のなかには、ビルマ人は一人もいなかった。医療業務ときたらひどいものであつた。三八の上級官職のうち二五は空席で、残りの官職のうちビルマ人が占めたものはわずか三つにすぎなかつた。二級官吏についていえば、二二の官職のうち一七が充たされたが、そのうちビルマ人によつて充たされたものはただ五つにすぎなかつた。道路、橋梁關係では三〇以上の上級官職のうち、わずか三つがビルマ人によつて塞がれたにすぎなかつた。灌漑業務の上級官職を占める一〇人の幹部のなかには、ビルマ人がただ一人いるだけであつた。重要な森林部門の場合には少々はマシであつた。八八の上級官職のうち一五がビルマ人によつて占められていた。他方鐵道業務は上から下までが全く非ビルマ人であつた。」^註

こういう状態のもとでは、行政が全面的に崩壊しないのが不思議なくらいであつた。それを喰いとめたものは政府首脳部の改革の熱意だけであつた。彼らは朝早くから夜おそくまで不眠不休で働いた。一般の官吏が退廳したあとでも、彼らだけは居残つて机の上に山と積まれた書類に目を通した。しかし、人間の能力には限りがあつた。彼らがいかに超人的な努力をつづけたとしても、彼らの手足となつて動いてくれるものがなかつた。そのためによい意思をもちながら、それが行政面にもちこまれると、たちまち歪曲され、実際にそれが行われるときには、發案者の考えから遠いものになつていた。亦全じような矛盾は行政部門の内部だけでなく、立法部門と行政部門、司法部門と行政部門との間にもあつた。議会で法律をつくる人たちの多くは社会主義者であつたが、つくられた法律を解釋し、執行する裁判官や行政官吏の多くは、英國統治時代の影響で、どちらかというところ、むしろ自由主義的な考え方に慣らされてきた。したがつて、そこには常に思想的なチグハグがあり、それが業務の進捗を妨げた。

論 說

こういう状態であつたから、獨立ビルマにとつて一番肝要な生産力の回復も、うまく行かなかつた。政府の指導者たちはビルマの獨立を維持して行くためには外國資本の頭を抑えることが必要だと、ただそればかり考えていたのだ、獨占資本の禁止を憲法のなかでうたつたばかりでなく、ビルマにおける鉅産資源や森林資源、水産資源、電力などの開發に當る会社に對しては、ビルマ人が少くともその株の六〇%を所有しなければならぬという制限を課した。亦外國資本が二十五年以上ビルマに留ろうとする場合には、議會の承認を得なければならぬということも憲法のなかに規定した。^{註二}これだけでも外國資本にとつては大きな痛手であるところにもつてきて、ビルマの政府が輸入を統制しはじめたので、外國資本はビルマの前途にいよいよ希望を失つてしまつた。そのために外國資本の新規投資は全くストップした。もとよりこれもビルマ自身の資本の蓄積が充分であれば、得たり賢しとそれを國有化するという手もあるのであつたが、ビルマの資本の蓄積はすこぶる貧弱であつた。亦外國企業を國有化してみたところで、ビルマ人自身がすぐにこれを受けて立つだけの技術を身につけていなければ、とてもやつて行けるものではなかつた。したがつて考えられる現實的な方法としては、ビルマ人が近代商工業に必要な技術や經營能力を身につけるまで、しばらくの間外國資本に一定の利潤を與えてそれを經營さすという手があつたが、これは政府の指導者たちにはできなかつた。彼ら自身外國資本こそビルマの獨立を蝕ばむ敵であるとしておそれていたうえに、もしもそういうことをやろうものなら、直ちに共產黨の攻撃の目標となり、政治的に困難な事態を招来するおそれがあつたからである。こんなわけで政府としては、進むこともならず、退くこともならず、ただただ懊惱した。全じことは農業生産力の回復の問題についてもいうことができた。ビルマでは農業生産力の回復の問題は些末な農業技術の問題ではなくて、土地問題にあるということとは、政府自身よく知つていたので、獨立を護得するとさつそく土地改革の準備にとりかかつたのであつたが、さて地主の土地を買収するということになれば、いい加減の資金でできるはずがなかつた。

したがつて財政のことを考えると、いかに土地改革の必要なことがわかつていても、軽卒にそれを実行することができなかつた。土地改革が実行されない以上、人民義勇軍の復員も亦うまく行くはずがなかつた。土地も與えないで彼らを解散すれば、叛亂をおこすにきまつていたからである。こんなわけで政府はここでも彼らの取つ組んだ問題の困難さに壓倒された。

獨立はしたものの、ビルマ經濟の先途はなお暗く、政府の行政も亦意のごとく進捗しないことが明かになると、アトリー・タキン・ヌー協定以来再び反政府的な態度にかえつた白旗共產黨の政府攻撃は、益々活潑になつた。白旗共產黨はビルマ社會党や反フツシスト人民自由連盟が独占資本や大土地所有の國有化に際して無償沒收の方法に訴へることなく、買收の方法をとらうとしていることは、實はそれによつてビルマの勞働者や農民の熱望である社會改革をさぼるためであると攻撃した。ビルマの貧弱な財政状態のもとでは、ただ無償沒收だけが現實的な方法であると信じていた彼らは、「外國人、地主、地代、租税——そんなものはみんなお断りだ。すべてのものに土地を與えろ」^{註三} というスローガンをかかげて、農民や勞働者に呼びかけた。この呼びかけに應じて、ピンマナでは農民大會が開かれたが、そこではアトリー・タキン・ヌー協定が散々攻撃されたあとで、タキン・ヌー政府を倒せというスローガンがかかげられた。しかしこの頃まで白旗共產黨の内部でも、倒閣のために武力を用うるかどうかという問題は、まだ決定していなかつた。党内の穩健派ティン・ペー一派はあくまでも平和革命論を唱え、タキン・タン・トンら主流派の武力革命論に對抗していたからである。それが一九四八年二月、ティン・ペー一派が「右翼的偏向」を理由として党外に追放されてからは、白旗共產黨の方向はハッキリ武力革命の方向をとるようになった。ここにおいてティン・ペー一派は黄旗共產黨を組織し、白旗共產黨と別行動をとることになつた。武力革命の口火は一九四八年三月一日トラングーンのゼネ・ストによつて切られた。ここでは白旗共產黨の指導のもとに、木材その他の英國系諸會社從

業員のあいだにゼネ・ストがおこつたが、このゼネ・ストはさいしよから暴力的な色彩をおびていた。これはアトリ
ー・タキン・ヌー協定の締結以来、白旗共産党の動向を警戒していた政府を刺戟し、政府をして白旗共産党の非合法
化を宣言せしめるに至つた。それとともに白旗共産党の指導者たちに對しては逮捕令が発せられたが、警察がぐすぐ
ずしているうちに、タキン・タン・トンヤタキン・ゴースル (Thakin Ghosal) のような大物はいちやく逃亡して
地下に潜り、ただ雑魚だけが警察の網にひつかつたにすぎなかつた。白旗共産党と並んで白旗共産党が指導権を握
つていた全ビルマ労働組合會議も亦解散されたが、それでも亦指導者たちはことごとく地下に潜つた。彼らは各地で
農民や労働者を糾合して、公然政府に對する武力斗争を開始した。白旗共産系ゲリラの主な活動区域は、ヤメテイン
・ピンマナを中心とする鉄道の兩側、トングー、ペグ以東の山岳地帯、イラワジ・デルタのラングーン東南地区であ
つたが、このほかこれとは別口であつたが、アラカン地方にはタキン・ソーの赤旗共産党が活動していた。その頃政
府は独立とともに編成された二万の正規軍のほかに、カチン族やチン族など少数民族の軍隊をもつて、交通上の要衝
や戦略拠点を押えていた。しかし、ヤメテインやピンマナ、トングー、ペグの周辺に共産ゲリラが跳梁しはじめたの
で、マンガレー・ラングーン鉄道がいつ遮断されるかわからない状態となつた。全じような心配は亦、イラワジ・デ
ルタの東南地区に共産ゲリラが出没したために、ラングーン・モウルメン鉄道の上にもおこつた。又ラングーン自身
も東北と東南の兩面から共産ゲリラの脅威をうけるようになった。

そこにもつてきて人民義勇軍の暴動がおこつた。前にも述べたごとく、人民義勇軍の兵士たちの大部分は農業労働
者や小作人の出身であつて、戦争中共産党のすすめにしたがつて兵士になり、抗日戦に従事したものが多かつたので、
戦後も共産党とは密接なつながりをもつていた。彼らは農民から養われていた軍隊であつたし、彼らを養う農民は
貧乏であつたから、地主から土地を買取るために一定の代價を支拂えという政府の呼びかけよりも、地主の土地を無

償で没收し、無償で農民たちに分配せよという共産党の呼びかけの方が、彼らの耳にあまい響きを傳えた。又アトリ
ー・タキン・ヌー協定によつてビルマの國防上の特權が英國に與えられたことは、ビルマの民族的獨立を危くするも
のであるという共産党の宣伝も亦、自分らの生命をビルマの獨立にかけてきたこれらの兵士たちを昂奮させるに充分
であつた。かくて昂奮した彼らの一部は共産党の叛亂に呼応して、政府に對して叛旗をひるがえした。

しかし、全じ問題はビルマの正規軍のなかにもあつた。正規軍兵士の大半は農民出身であつたから、政府と白旗共
産党との争いが土地問題を中心としていることが明かになると、彼らのあいだにもひじような動搖がおこつた。その
結果一九四八年八月には、ビルマ國防軍のビルマ人大隊五個大隊のうち二個大隊までが暴動をおこして白旗共産党の
側に寝返つた。國防軍に叛亂がおこると、これが亦人民義勇軍に逆作用をおよぼして、形勢を觀望していた多くの兵
士たちを暴動にかりたてた。人民義勇軍はこれを転機としてハツキリ二つに分裂し、多數派はポー・フム・オン (Bo Hum
Po Kun) とポー・ラ・ヤイン (Bo La Yin) にひきさられて暴動に参加し、少數派はポー・フム・オン (Bo Hum
Aug) にひきさられて政府側にとどまつた。かくて世間では前者のことを白色人民義勇軍 (White P. V. O.)、
後者のことを黄色人民義勇軍 (Yellow P. V. O.) と呼ぶようになった。

白色人民義勇軍はさいしよラングーンの周辺地区で活動していた。彼らは町を襲撃し、警察をやつつけ、官吏を抑
留し、地方政府を乗つとると、租税を徴收し、新兵を補充して、次の行動に備えた。兵力はときどきの軍事情勢によ
つて増減し、農耕のため人手がいる場合には村からの要求によつて兵士たちを一時家にかえすこともあつた。總兵力
は約三〇万といわれていたが、実際に戰鬥に従事するものは一回に千人を越ゆることはなかつた。彼らは白旗共産党
と國防軍の叛亂部隊が協力していたイラワジ河の流域に沿うて北上を開始し、ついにブロームからイエナンジョーン
に至る一五〇哩の地域にわたつてその勢力を拡大し、後になると、止ビルマのモニワからシエウエボ、カタ地方まで

も脅かした。註四

このようにして反政府運動が農民や労働者たちのあいだに急速に伸びはじめると、タキン・ヌー政府としても、じつとしていくことはできなかつた。国防軍と人民義勇軍と農民組合とはタキン・ヌー政府の三大支柱であつた。しかるに、いまやその三大支柱が揺らぎはじめたのである。もしも、これらが全面的に崩壊するならば、政府の崩壊は必至であつた。そこで政府としては早急にこれを建てなおす必要があつた。そのためにはその主要な構成要素である農民や労働者の信頼をとりもどすために、何らかの手を打つことが肝要であつた。共産党の主張するような武力革命の方法によらなくとも、このように立派に社會革命はできるのだということを、事實において示す方法があるならば、それくらい効果的な方法はなかつた。そこで政府としてはどうしても外國企業の國有化と土地改革を早急に實施する必要に迫られた。これをしも徒らに遷延するならば、政府は革命を裏切つたという共産党の宣傳を利用するばかりであつたからである。

ここにおいて政府も意を決して一九四八年四月、國有化の手始めとしてまずイラワジ・フロテイラ會社の國有化法案を議會に提出してこれを可決せしめ、ついで全じ年の六月には森林地域の三分の一を國有化することに決定した。しかし、英人企業の國有化に際しては、その代價をボンドで、しかも現金で支拂うというアトリー・タキン・ヌー協定の約束は、さつそくここでもものをいつて、せつかく議會を通過した國有化法も、さていよいよ實施の段どりになる。買收価格の問題でなかなか英國側と折合わず、國有化はそのふみ出しの第一歩において早くも難關に逢着せざるを得なかつた。全じことは全年十月ピルマ議會を通過した土地國有化法案についてもいうことができた。この法律によると、一九四八年から一九四九年のあいだに土地を排作していた自作農や小作農は、彼らの耕作している土地の耕作を將來とも繼續することができるとなつていた。しかし、もしも彼らがその農地を放棄することがあるような場

合には、村の農地委員会は農地の必要な農民で、家族に四名以上十八才以上の成年者があるものに對し、十二エーカーまでの農地を限つて割當てねばならなかつた。分配する農地が充分にないところでは、未開墾地を抽籤で分配すべきものとされた。又未開墾地さえもないところでは、五〇エーカー以上の農地をもつている地主からその農地を買収して、これを分配することになつていた。^{註五} すなわちそこでは五〇エーカー以上の土地所有が大土地所有として禁止されたのであつた。しかし、この法律が実施の段階にはいると、さつそく問題がおこつた。土地の買収に際しては地主に對し、その土地の一年間の地租の十二倍を支払うことになつていたが、^{註六} これは貧弱なビルマ財政にとつてたちまち重大な負擔となつた。全国の土地改革を一時になどといつてみても、とてもできることではなかつたから、少しづつ漸進的に行われることになつたが、土地改革が行われたところではさつそくインド地主との間に各種のけい争問題をひきおこした。インド地主の背後にはインドのパキスタン政府やネール政府が立つていたので、事柄はいよいよ面倒であつた。これに加うるに政府が土地改革を農民組合の機關を通じてやらせたことに關連して、各種の情實問題がおこつたり、收賄事件がおこつたりして、それが亦人民義勇軍と農民組合とを反目させる原因となつた。人民義勇軍は土地改革のやり方が不公平だといつて農民組合を攻撃しはじめたからである。こんなわけで政府は勇敢に社會改革の第一歩をふみだしはしたものの、せつかくの社會改革も各種の困難に阻まれて、容易に進行しなかつた。かくて政府の懊惱が日一日と深刻化しつゝあつたとき、政府にとつてさらに一つの大きな困難が発生した。カレン族の叛亂がすなはちそれであつた。カレン族はビルマの少数民族のなかでは一番大きな民族であつて、その數は約一五〇万といわれていた。彼らのうち一〇〇万以上は仏教徒であつたが、二三方はクリスチャンであつた。クリスチャンの七五％はバプテスト教會に屬していた。カレン族の約半數はシヤムと境を接するビルマの東南部にながい帶狀をなして散在していたが、それらの地域でもカレン族が多數をしめてゐるのはタトンだけであつて、他の地域ではビル

マ人の方が多かつた。ビルマの東南部についてカレン族の多いのはベンガル灣に臨むバセイン地区であり、その次はイラワジ・デルタであつた。彼らはビルマ人とは生活習慣や社會組織を異にしていたので、ビルマ人が壓倒的に多い地方でも、カレン族はカレン族だけで別に部落をつくつて住んでいた。カレン族とビルマ人との反目は何もいま始まつたものではなかつた。第二次英緬戦争のとき、カレン族は英国に對してひじょうに頑強な抵抗を示したので、第二次英緬戦争のときには英国はカレン族を手馴けて、これをビルマ人の討伐に用いた。そのためにカレン族は一般に親英的であつたが、それだけに又ビルマ人からは嫌われた。太平洋戦争がおこつて日本軍がビルマに侵入したとき、多くのビルマ人は日本側を授助したが、カレン族の多くは英軍の側についた。こんなわけでビルマ人とカレン族とのあいだには、とかく面白くない空氣が漂つていたが、反ファシスト人民自由連盟が出来ると、當時連盟の書記長をしていた後の白旗共産党の首領、タキン・タン・トンは、ビルマ人とカレン族の融和のために積極的な努力を拂つた。タキン・タン・トンの夫人はオン・サン將軍の夫人と姉妹關係にあり、ビルマ人には珍らしく二人ともクリスチャンであつたので、クリスチャンの多いカレン族の抱込工作には、タキン・タン・トンは多くの便宜をもつていた。そのために彼の努力はついに奏効し、カレン族も亦反ファシスト人民自由連盟に参加した。連盟の指導者たちはみんな少數民族との協調を心がけている人たちばかりであつたので、カレン族に對しても差別的態度をとることなく、カレン族が軍事能力の点で優れていることをみとめて、独立後は国防軍の總司令官や空軍司令官にはカレン族出身の將官を任命したほどであつた。又カレン族の多い地方にはカレン族の官吏を任命し、もつぱらカレン族との融和につとめていた。そのためにカレン族のなかでもこのような政策に共鳴した人々は、政府支持に傾いていた。カレン族の叛亂に際し、カレン青年同盟 (Karen Youth League) やカレン民族連合会 (Karen National Union or KNU) が極力これに反對したのは、そのためであつた。しかし、カレン族の大地主を中心とする頑固派は、政府に對して反對であ

つた。彼らは大土地所有を禁止する憲法の規定に対して不満であつた。イラワジ・デルタやバセイン地區にいるカレン族は、一般にビルマ人よりも裕福なものが多く、広い土地をもつているものが多かつた。したがつて土地改革は彼らの好まざるところであつた。それに彼らにとつてはもう一つ、憲法が彼らのためにその設立を豫定しているカレン自治州なるものが氣にいらなかつた。憲法によると、ビルマ連邦の一翼としてカレン自治州がつくられることになつてはいたが、それは戦前のカレンニ土侯国 (The Karenni State)、サルウイーン縣およびその近接地域を含むことになつていた。このうちサルウイーン縣とその近接地域はカレン自治州ができるまでのつなぎとしてカウトレイ (Kawthlay) と呼ぶ特別區を作るものとされていた。^{註七}しかし、カレン族の頑固派たちはこの憲法の規定に不満であつた。何故ならば彼らに割當てられたサルウイーン河流域は、さほど稔りの多い地域ではなかつたからである。そこで彼らはソー・バー・ウ・ヂー (Saw Ba U Gyi) を先頭に押したて、カレン自治州の範囲を下ビルマのデルタ地帯からテナセリムの全地域に拡げるべきことを要求した。彼らはこの要求をバックするためにカレン族防衛軍 (Karen National Defence Organization or K. N. D. O.) を編成し、これを政府の正規軍として公認せよといつて騒ぎだした。これはどう考えてみても、無茶な話であつた。彼らが新に要求した地域では、どこをとつてみても、カレン族よりはビルマ人の方が多かつたからである。しかし、それかといつて政府がこれを拒絶すれば、ただでは納りそうもない雲行であつた。カレン防衛軍は必要な場合にはいつでも打つて出る態勢をととのえていたからである。これは共産軍や国防軍の叛乱部隊、白色人民義勇軍など、前門の虎を控えた政府にとつて、正に後門の狼であつた。ことにカレン族の場合には、国防軍總司令官をはじめ政府軍の重要な官職の多くがカレン族出身者によつてしめられていた關係もあつて、うっかりこれを敵にまわすと、大變なことになるおそれがあつた。そこで政府としてはカレン族との交渉に應ずることにした。カレン族防衛軍を政府の正規軍としてみとめるなどということは、政府にとつてあまり面白く

論 説
ないことであつたが、彼らが共産党や白色人民義勇軍の討伐に協力するということを条件にして、これをみとめることに決定した。亦カレン自治州の範囲擴張の問題についても委員会をつくつて審議させることとし、委員長には連邦最高裁判所の主席判事バー・ウ (Ba U) を任命し、カレン族の指導者ソー・バ・ウ・ディーも亦委員の一人としてこの委員会に出席させることにした。

しかし、このようにして政府は一方ではカレン族の要求を容れるかのごとき態度をとりながら、他方では抜目なく軍事力の強化に専念していた。国防軍や白色人民義勇軍の叛乱以来、兵力の不足を感じていた政府は、自己の軍事力を強化するために補助憲兵隊 (Auxiliary Union of Military Police or A. U. M. P.) を組織した。この軍隊はビルマ社会党が中心になつて編成したものであつて、軍隊の給與や経費はすべて国庫から出ていたが、その指導権はビルマ社会党が握つていた。この軍隊の編成は政府の態度に疑心暗鬼であつたカレン族の神経を刺戟するに充分であつた。彼らは政府が大カレン自治州に對する彼らの要求を放棄させるために、軍隊を編成したにちがいないと信するようになった。政府がその氣ならこちらの方で先手を打てとばかりに、彼らはさつそく叛乱の準備にとりかかつた。イラワジ・デルタでは發動機船を買収したり、強奪したりして、發動機船隊が編成され、ラングーンに對する水上封鎖の準備がすすめられ、ラングーンと目と鼻のインセインではさかんに新兵の募集が行われた。又戦略上重要な地点に防禦施設がつくられた。そして一九四九年一月末、米の收穫が手にいると、政府に對して一齊に叛亂の口火が切られた。東部ビルマではタトン駐屯のカレン族防衛軍が地方政府を占領し、トングーのカレン族部隊は叛亂軍を市中にひき入れた。トングーは中部ビルマの鐵道の要衝であつて、カレン北部の丘陵地帯に行く交通の中心をなしていたので、ここがカレン族防衛軍に占領されたことは、政府にとつて大きな痛手であつた。その頃西部ではベセイン地區のカレン族が一齊に蜂起した。又ラングーン附近ではトワンテ運河を守つていたカレン族防衛軍が叛亂をおこし運河を

占領したばかりでなく、インセインを占領して、そこからラングーンに通ずる貨物輸送路や飛行場を脅威した。かくて、ラングーンは叛亂軍のために包囲されたような形となつたが、なかでも政府を狼狽させたものはミンガラドンの兵器廠がカレン族防衛軍のために占領されたことであつた。何故ならばそこではたくさんの二〇ミリ銃がカレン族のために鹵獲されたからである。戦火が政府の所在地から数哩のところまで迫ると、政府の指導者たちは獅子奪進の活動を示した。彼らは戦場に役立ちそうなものならどんな人間でも掻き集めて戦場に送つた。或るものは自轉車で戦場に駆けつけ、他のものはバスで戦場に急行した。国防軍や黄色人民義勇軍の兵士、警官、学生などの雑然たる集團は、召集に應じて戦場に駆けつけたものの、十人に一人ぐらいの割合でカレン軍のために殺された。しかし、犠牲を惜まぬ彼らの抵抗によつてカレン軍が手間どつている間に、政府は国防軍の展開をおわり、辛うじて虎口を脱することができた。政府にとつて幸いなことに、国防軍はカレン族出身の総司令官、スミス・ダン中將 (Smith Dun) の指揮下にあつたにも拘らず、政府に對する忠誠を維持した。しかし、カレン族の叛亂がひろがり、叛亂に参加しなかつたカレン族部隊に對しても、予防の意味で武装解除の必要がおこつてきたとき、スミス・ダン中將は政府の諒解のもとに辞職し、總司令官の地位をネ・ウイン將軍 (Ne Win) に譲つた。全じことは亦カレン族出身の空軍司令官についてもいえるのであつて、彼も亦飛行場がカレン叛亂軍のために占領されたとき、政府の諒解を得て、行方をくらました。このほか、カレン族のなかには二名の大臣をはじめとしてラングーン政府のなかに高い地位をしめているものが多かつたので、カレン族とのあいだに幾度か調停の努力がおこなわれたが、その都度不成功に終つた。

政府は辛うじてカレン族の進撃を阻止することに成功したとはいへ、ラングーンは外部との交通を遮断されて孤立し、鉄道や内河運輸の従業員は大量に失業し、市内の物資は欠乏した。なかでも食用油や砂糖、塩の欠乏はひどく、

物價は天井しらずに昂騰した。そのためにさなぎだにビルマに進行していたインフレーションは悪化し、一九四九年二月になると、ラングーンの官吏、学生、鐵道、港灣勞働者は相ついでストライキをおこし、ストライキ参加者たちはいつ反政府運動に合流するかもわからないような事態があらわれてきた。こうした緊迫した情勢のなかにあつて、白旗共産党は十六ヶ條の政治綱領を發表し、國防軍の叛亂部隊や白色人民義勇軍に對して、人民民主戦線の結成を呼びかけた。この呼びかけは今まで白旗共産党とは別個に独自の動きを示していた國防軍の叛亂部隊や白色人民義勇軍をして白旗共産党と統一戦線をつくらせる機縁となつた。かくてこの統一戦線はその周囲に労働者や農民、中間階級を大々的に結集すべく、三月四日、プロームにおいて人民民主戦線の創立大会を開いた。そこでは人民民主戦線の共同綱領が發表されたが、そのなかには次のような項目がみられた――

一、タキン・ヌー政府および都市、農村におけるその地方機關の掃蕩、労働者、農民、中間階級など働く人民が支配的役割を演ずる民主國家の建設

二、買弁的ビルマ憲法の廢止、それに代る真に民主的な新憲法の制定

三、タキン・ヌーやその先輩どもを含む現支配階級が英國と締結した財政、經濟、軍事諸協定の廢止

四、外國企業は無償沒收とその國有化、民族工業の保護

五、農民への土地の分配、旧債務の取消し

六、各民族の自決

七、戦犯の裁判

八、八時間勞働制の確立

九、 働く人民、中産階級、教員、官吏の生活水準引上げ

ビルマのインフレーションが悪化し、労働者が失業し、農民たちが前途の不安に戦っているときに、このような共同綱領が密のように甘く彼らの耳にひびいたであろうことは疑いない。それか、あらぬか、労働者や農民のなかには共産黨に走るものが多く、労働組合に對してはもとより、頼みにしていた農民組合に對しても、社会黨の把握力は段々に弱められていった。その間に白旗共産黨は人民民主戦線の組織を利用して自分の占領地域と國防軍の叛亂部隊や白色人民義勇軍の占領地域とを結合して、一つの革命根據地をつくつた。その中心は中部ビルマのプロームであつた。それとともに軍隊の統一工作もすゝめられ、それまで命令系統を異にしていた白旗共産軍と白色人民義勇軍、國防軍叛亂部隊とが一つの人民民主連合軍に改編され、人民民主戦線の指導下におかれるに至つた。そのために人民民主戦線の軍事力は強化されたが、軍事力が強化されると、今度はその強化された軍事力を背景にして、前記の共同綱領が地方的に実行された。占領地域の旧地方政權はことごとく打倒され、村々には新しい人民政權が打ち立てられた。そこでは亦外國企業や地主の土地が沒收され、沒收された地主の土地が無償で農民に分配された。各民族には自決權が與えられ、少数民族地區内の封建的諸制度は撤廢された。そのためにカレン族防衛軍の青年分子やチン族のなかには、人民民主連合軍に参加するものもあらわれた。このようにして人民民主戦線の勢力は次第に拡大し、一九五〇年のはじめにはプロームを中心とする広大な地域が一時その支配下におかれるに至つた。

論 說
プロームの東北ではミンギン・トーンドウインジ、ピンマナをむすぶ線までが人民民主戦線の支配下に入り、出撃地區はヤメテイン、タジから遠くはモニワーマンダレー線の以北にまでおよんだ。又プロームの西北ではアラカン地區の赤旗共産黨が白旗共産黨と合作して、人民民主戦線に参加したために、人民民主戦線の勢力はアキヤブ、アラカ

ン地方から遠くはビルマ北部の印緬國境にまでおよんだ。プロームの南方ではペグの東北にあるシユウエジン、プロームラングーン鐵道上の要衝タラワジがその最前線となつた。このほか孤立した遊撃地區としてはイラワジ・デルタ、インドのアッサム省に接續しているビルマの國境地區、テナセリムのタポイ地區などがあつた。註八

かくてタキン・ヌー政府にとつて、事態は正に重大であつた。もしも、カレン族と共産黨とが反政府を共通の目標としてむすびつくようなことがあるならば、その時こそタキン・ヌー政府の命脈のつきるときであつた。勿論カレン族と共産黨とでは、その主張が正反對であつた。地主に指導されたカレン族は大土地所有の國有化に反對であつたのに對し、共産黨の方は大土地所有の國有化、そのことには賛成であつた。共産黨の反對は大土地所有の國有化に對する政府のやり方が生濫いという點にあつた。したがつて地主に指導されたカレン族と共産黨とではその主張のうえで折合う余地はなかつたが、問題はタキン・タン・トンのカレン族に對する影響力であつた。カレン族を反ファッシスト人民自由連盟に参加させるために、タキン・タン・トンの払つた努力に對しては、カレン族のなかにその後もこれを徳としている人がかなりあつた。そのためか、どうかタキン・タン・トンの人氣は、カレン族のなかで悪い方はなかつた。それにカレン族だつて地主ばかりではなく、土地の欲しい農民もいるということになつてみると、共産主義は絶対にカレン族に滲透しえないとは、いゝ切れないものがあつた。そうだとすれば、両者が手を握らないうちに、その一方と妥協するか、それともその各々を各個撃破するか、政府の政治的進路はもはや二つに一つしか残されていなかつた。

註一 J. S. Furnivall, *Twilight in Burma: Independence and After* (Pacific Affairs, June 1949, pp. 157—158)

註二 *Constituent Assembly of Burma*, op. cit. p. 71

註三 Pacific Affairs, June 1949, p. 16)

註四 F. M. L. Yone and D. G. Mandelbaum, *Pacification in Burma* (Far Eastern Survey, Oct. 11, 1950)

註五 see *The Economist*, Jan. 1949, pp. 63—64

註六 F. M. L. Yone and D. G. Mandelbaum, *The New Nation in Burma* (Far Eastern Survey, Oct. 25, 1959, p. 192)

註七 Constituent Assembly of Burma, *op. cit.* pp. 58—60

註八 師応能「緬甸人民的武装闘争」(世界知識、一九五〇年六月九日号、八一—九頁)

第八章 政府軍の勝利

ラングーン政府がその政治的進路の選擇に迷つていたときに、昨日までビルマの主人であつた英國は、どうしていたのであらうか？ 英國としてはビルマの民族運動の昂まりに押されてやむなくその独立をみとめたものの、ビルマにおける膨大な経済的乃至軍事的權益までも、簡単にこれを放棄する意圖はなかつた。アトリートリタキン・ヌー協定のなかでビルマ政府による英人企業の國有化について原則的な諒解を与えたのも、國有化に伴う補償の点で嚴格な條件をつけておけば、貧乏なビルマ政府の力ではそう簡単に國有化をすゝめうるはずがないという看透しにもとずくものであつた。軍事的な問題の場合も全じであつて、一方で英軍の撤退をみとめながら、他方でイザという場合の英軍の進駐權を獲得しておけばビルマを大英帝國防衛線の一環として利用することは可能であるというのが英國側の看透しであつた。これらの看透しはさすが老練な英國と思わず膝を打たせるだけのものをもつてはいたが、それではこれらの看透しは狂いなく事實によつて裏がきされたかという、必ずしもそうではなかつた。

論 說

ビルマの人民のなかに共産黨の宣伝に煽られて、社会改革に對する政府の熱意を疑うものが多くなつてくると、政府としては無理にでも国有化政策をすゝめて、それらの疑惑を解消する必要があつた。イラワジ・フロテイラ会社や二、三の木材会社が国有化されたのはそのためであつたが、このことは英國独占資本をいたくおどろかせた。當分は大丈夫と高をくゝつていた国有化が現実に進行しはじめてみると、英國独占資本としてもこの事態を拱手傍觀してゐることはできなかつた。彼らはラングーン政府の出鼻をくぢいておくことが必要だと考えた。こゝでラングーン政府の出鼻をくぢいておかないと、ラングーン政府は人民の反抗に押されて何をやりだすかわからないからであつた。そこで英國独占資本が目をつけたのは、かねて手馴づけておいたビルマ邊境地帯の半封建的な族長たちであつた。彼らはビルマ本土内の地主や金貸し、売辨商人などとともに、戦前ビルマにおける英國植民地支配体制の有力な支柱であつた。これらの族長たちを糾合してラングーン政府に壓力を加えさせることができるならば、それはたしかに一つの方法であつた。こゝにおいて英國独占資本のあいだでは、少数民族に對する猛烈な働きかけがはじまつた。^{註一} 彼らの働きかけがはじまると、それまで平穩であつた邊境地帯はだんだんに騒がしくなつてきた。少数民族のなかには彼らの煽動に乗つて、ラングーン政府からの分離運動をはじめめるものもあらわれてきたからである。^{註二} しかし、それらの分離運動はカレン族以外のところでは全くものにならなかつた。たゞカレン族の場合には、彼らの住んでいる地域が英國のマウチ鋳業会社 (Mawchi Mines Limited) に屬する鋳業地帯を含んでいたので、その動きは注目されていたが、果せるかな、彼らは公然たる叛亂に乗りだした。彼らの背後に英國人があるといふことは、カレン族の指導者たちがビルマには英國との友好關係をつゞける強力な政府が必要であるといふことになりかえし、くりかし声明したその口吻から容易に想像することができたが、その後ラングーン政府によつて押收された英國新聞記者の手紙によつてハツキ

リ確證された。それによると、戦争中ビルマにあつてカレン族の日本に對するゲリラ戦を指導した英國のツロツチュ大佐 (Colonel Tulloch) がインドのカルカッタにあつてカレン族の叛亂を援助していることがわかつた。カルカッタに轉任したツロツチュ大佐は自分では直接連絡がとれないので、彼の友人で、ロンドン・デイリー・メイル紙の通信員、アレキサンダー・キヤムベル (Alexander Campbell) を介してインセインのカレンの指導者たちと連絡をとつていた。押收された手紙というのはキヤムベルが自分の活動をかき記したものであつた。キヤムベルはラングーン政府のためにたゞちに逮捕されたが、^{註三}彼の取調べによつてカレン族の背後に英國ありということがわかつてみると、ラングーン政府としても慎重を期せざるをえなかつた。相手がカレン族だけならともかく、英國がその背後にあつて武器、弾藥などを供給しているとすると、ラングーン政府の貧弱な力をもつてしては、簡単に相手を壓服し去ることはできないことが明かになつたからである。こんな場合武力だけで問題を解決しようとするのは、底のないひしやくで水を汲むようなものであつた。それよりは政治的な手段を用いて、カレン族をその背後の勢力から切りはなすことの方が賢明であつた。それも英國との交渉の手がかりがなければともかく、その手がかりはチャンと残されていた。英國政府はラングーン政府に對し、ビルマ駐在の大使を通じて「無責任な一部英國人の陰謀」を通報することによつて、英國政府は依然ラングーン政府に好意をもつていふという態度を示した。これによつてもカレン族が英國のたゞ単なる外交政策の武器にすぎないことは明かであつた。それはラングーン政府が英國側の要求に従いさえすれば、いつでも棄てられるかけひきの道具に外ならなかつた。英國側のこのような二刀流は決して愉快なものではなかつたが、ラングーン政府としても、腹背に敵をうけている今となつては、あまり潔癖なこともいつておれなかつた。そこでラングーン政府は英國と妥協し、カレン族をその背後の勢力から切りはなす作戦に出た。キヤムベルを軍

法會議にかけろという世論の要求を無視して、彼を国外追放という寛大な處分ですませたのはその作戦の第一のあらわれであつたが、次には憲法の一部條項を廢止することによつて英國側の意を迎えようと試みた。ビルマ憲法の第二一九條によると、ビルマの鑛産、森林、水産資源や電力の開發はビルマ人が少くとも株の六〇%をもつ会社によつて行われねばならないことになつていたが、これが英國の独占資本にとつて大きな不安の種となつてを知つていたラングーシ政府は、この條項を廢止することによつて英國側の呼びかけに対して應答したのであつた。

魚心あれば水心であつた。ラングーシ政府から応答があつた以上、英國側としてもそれ以上ラングーシ政府を痛めつける必要はなかつた。要はラングーシ政府がその「過激な態度」を改めてくれさえすればよいのであつて、あまりこれを痛めつけると、共產黨の脅威が身近かに迫つている情勢のもとでは、かえつて籤蛇になるおそれがあつた。ラングーシ政府の力が弱くなれば弱くなるだけ、共產黨の力が強くなることは必至であり、共產黨の力が強くなれば、その脅威は英國にとつてラングーシ政府の比ではなかつたからである。ビルマにある英國企業はそれによつて無償沒收の危険にさらされるばかりでなく、ビルマを大英帝國防衛線の一環として利用することもできなくなる。こんなことになるとはならぬラングーシ政府に勝たせた方がましであつた。この方なら共產黨とちがつて大きな國際勢力とむすびつく可能性も比較的うすかつたし、英國自身の力で或る程度コントロールすることもできたからである。

こゝにおいてそれ迄カレン族を使つてラングーシ政府の行きすぎを矯正することに努めていた英國は今度はカレン族とラングーシ政府とを和解させて共產黨に當らすべく、しきりに両者のあいだを斡旋するようになった。斡旋を有効にするためには、ビルマの輸出市場として重要な意義をもつインド、パキスタン、セイロン、濠州なども語らう必要があつた。そこで英國はこれらの國々を語らつて、ラングーシ政府に調停の申出を行つた。しかし、ビルマの民族

主義者たちのあいだでは、これを英国の陰謀として非難する空氣が強かつた。キヤムベル事件以來ビルマ国内の反英感情は頓に昂つていたからである。特に共産黨の方ではこれをもつて政府が革命を裏切つて外國資本に屈服しようとしている証據だといつて騒ぎたてた。そのためにタキン・ヌー首相としてもうかつに調停に應ずることができなかつた。そこで彼は調停の申出に應ずるかわりに、英国に対し二〇〇〇万ポンドの借款を申入れた。二〇〇〇万ポンドのうち九〇〇万ポンドはビルマ石油会社に対する補助金に使用する豫定であることも、併せて説明された。しかし、借款に交換條件はつきものであつたから、調停の申出に應ずることと借款を求めることとの間に、そう大きな開きはなかつた。英國側にとつても肝要なことは反共戦線の統一であつて、その形式にこだわることはなかつたから、この借散の申出は考慮されることになつた。英國がタキン・ヌー政権に対して六〇〇万ポンドの借款を與えたのは、そのためであつた。しかし、この借款は間もなくインド、パキスタン、セイロン、濠州を加えた五ヶ國借款に肩代りされた。^{註四} いうまでもなく、それによつてタキン・ヌー政権に対する壓力を強化するためであつた。このような英國のやりくちはビルマの民族主義者たちのあいだに激しい非難をまきおこしたが、それにも拘らず、六〇〇万ポンドの借款は危機に瀕したタキン・ヌー政権の軍事力の強化に役立つた。タキン・ヌー政府はこれによつて英印兩國から武器彈藥を大量に購入することができたからである。

しかし、一方英國の希望したカレン族との和解の方はうまく行かなかつた。相争う徒黨の權力に対する野望やイデオロギーの相異を和解させることは、決して容易な業ではなかつたからである。しばらく相互に腹の探りあいが行われたあとで、カレン族とラングーン政府は、ふたゝび戦火のなかに相まみえることとなつた。しかし、今度は英國の援助はかららずしもカレン族の側になかつた。用事のすんだものに餘計な援助をする必要はなかつたからである。そ

のために叛亂の勃發當初にはあれほど政府側の心胆を寒からしめたカレン族も、今度は呆氣なく政府軍のために撃破されてしまった。一九五〇年三月十九日、それまでソト・バ・ウ・デーを首班とするカレン族政府の所在地であつたトングーは、政府軍のために占領され、それまで不通となつていた公路や水路、鐵道などが一齊に再開された。カレン族の指導者たちは敗残兵とともにシツタン河を越えて山のなかに逃げこみ、ラングーンに対する東方からの脅威は除去された。ついでイラワジ河口の封鎖も解けたので、米の輸出が可能になり、食用油や砂糖、塩などが輸入されて、ラングーンの物資不足は緩和された。

かくて政府はその全力を共産黨討伐に集中することができるようになつた。勝に乗じた政府軍はカレン族を撃破すると、ただちにイラワジ河に沿うて北上を開始し、翌四月には早くも人民民主戦線の首都、プロームに対して総攻撃の火蓋を切つた。この頃人民民主戦線の内部には不信と動揺とが支配してゐた。人民民主戦線ができて、その基礎がまだ充分に固らないうちに早くも優勢な政府軍の攻撃に直面したことは、人民民主戦線内部の浮動分子を動揺させた。殊に白色人民義勇軍に對しては政府側からさかんに切崩しの手がのびたために、その指導者たちのなかにはひそかに政府側と帰順の條件について交渉を行うものさえあらわれていた。こういう状態であつたから人民民主戦線の内部では、お互いにお互いが信用できなくなり、白色人民義勇軍と白色共産黨とのあいだには、とうとう同志討ちがはじまつた。こんなわけで政府軍はほとんど抵抗らしい抵抗をうけることなく、プロームに入ることができた。タキン・タイン・トンとその従者たちはピンマナ方面に逃亡し、残された白色人民義勇軍は政府側に帰順するために代表者を派遣した。七月までには多くのものが降伏し、又降伏しなかつたものは軍服をぬいで村落の生活のなかにもぐりこんだ。アラカン地方の山岳地帯やアキャブ地方には敗残兵が入りこんだので、治安はわるくなつたが、ともかくこれによつ

てラングーン政府の地位は一時安定した。

註一 レオニードフ (A. Leonidov) はカレン族に対する英国側の働きかけについて次のように書いている——

「英国秘密機関の特派員はカレン族指導者に対して反政府闘争を開始し、全東南ビルマを含むカレン獨立国の樹立を要求するように命じた。これらカレン族の指導者たちはロンドンから軍隊、彈藥、軍費の援助をうけることを約束された。ツロツチユ中佐(後に大佐に昇進)や新聞記者キヤムベル等は、ラングーンからカルカッタへ飛び去つたが、武器、彈藥は空路と海路とによつて輸送された。同時にロンドンでは秘密裡に「丘陵地人民友の会」なるものが結成され、叛亂の財政的、政治的指導にあつた。この組織は戦後ビルマの愛国志士を虐待したことで一躍悪名を馳せた以前のビルマ總督、現保守黨議員、レヂナルド・ドーマン・スミスによつて指導された。」(A. Leonidov, Labour Imperialism's Colonial Strategy in Burma, "New Times", Feb. 9, 1949, No. 7)

註三 北部のカチン族やシャン族のあいだにも一寸分離運動がおこりかけたが、それらはこれら民族の内心から發したものでなかつただけに間もなく立ち消えとなり、全般的にはカチン族もシャン族も政府の支持者として行動した。

註四 E. M. L. Yone and D. G. Manelbaum, The New Nation of Burma (Far Eastern Survey. Oct. 25, 1950, p. 190)

註四、英國が二五萬ポンド、残り全部をインド、パキスタン、セイロン、濠州が肩がわりすることになつた。

第九章 結 び

ビルマは政府軍の勝利によつて一應安定したかにみえる。しかし、この安定は恒久的な安定を意味するものである

るか？それとも次の混乱までの一時的なつなぎにすぎないのであるか？この點になると、わたしは必ずしも樂觀的な看透しをもっていない。なるほどラングーン政府は軍事的には一應勝利した。しかし、ビルマ社会の重要問題はまだなにも解決されていないからである。そのうえラングーン政府の軍事的勝利が英國やインドなどの經濟援助に大きく依存していることを考えると、その前途にはひどいようなジレンマが横たわっているように思われる。ラングーン政府が國有化政策をおしすゝめようとすればするだけ、全政府に與えられている外國の援助は與えられなくなるであろうし、それかといつて國有化政策をストップすればするで、それはラングーン政府にとつて重大な事態をかもしたすであらう。ラングーン政府に英人企業やインド地主の土地を國有化する意圖がないことが明かになれば、ビルマ人民の支持は自ら共產黨の側に移り、プロームの戦いで一敗地に塗れた共產黨は、ふたゝび捲土重來するにちがいないからである。中國の革命史はこのことをハッキリとおしえている。一九二七年四月十二日、蔣介石は反帝の旗をおろして上海で大クーデターを敢行し、共產黨の勢力を徹底的に叩きつけた。それによつて中國国民政府の地位は一時安定したが、その後全政府が土地問題の解決を放棄した結果は、ふたたび共產黨の擡頭を促し、今日その地位は完全に逆転してしまつた。ラングーン政府がビルマ社会の根本問題を解決するに當つて、かつて中國の國民政府が示したと全様の態度をとるならば、現在アキヤブ、アラカン地方に屏息している共產黨は、ふたゝび頭をもたげてくるであろう。しかし、ラングーン政府がそれらの問題の解決のために勇敢に前進しうるか否かは、英國資本やインド資本がラングーン政府の國有化政策にどこまで寛大な態度を示しうるかにかゝつている。彼らがビルマにおける國有化政策の進展を阻止するために苛酷な要求を突きつけられれば突きつけるだけ、ラングーン政府の地位は絶望的なものになるであろうし、反対に彼らが寛大な態度を示せば示すだけ、その地位は安定するであらう。軍事的な勝利はたゞ一時的な

のである。この一時的な勝利を恒久的な勝利に變えるためには、ビルマ人民の生活を安定させ、ビルマ人民の生活水準を引上げることこそ肝要である。これらの問題を解決したもののだけが恒久的な勝利者になることができる。しかるに、ビルマにおいては、國有化政策の推進以外に人民の生活を安定させる方法は、他にないのである。ところが、この點に關する外國資本の態度は必ずしも寛大であるとはいえない。彼らは利潤の保証がないかぎり、絶対にラングーン政府に協力しようとはしないからである。例えば一例を石油事業の復興にとつてみても、そうである。石油事業の復興はビルマ政府にとつての重大な關心事であつた。しかし、ビルマ石油會社としては儲かる目度のない事業に力を注ぐことはできなかつた。それで英國政府が復興に伴う危険負擔をやつてくれた間だけ一寸復興事業に手をだしたが、英國政府の補助金がストップすると、さつそく事業の方もストップしてしまつた。そして会社は五〇〇〇人の油田労働者と数千人の精油労働者を馘首した。労働組合は政府に對し、會社に壓力を加えて馘首を思い止まらせるように要求した。産業調停裁判所は会社に對し解雇労働者に三ヶ月分の俸給を支払い、精油労働者の解雇通告を取消すよう申渡したが、会社はその判決を不服として復興事業をサボターヂュしてしまつた。そのためにも多くのものが失業した。このようなことはなにも石油事業だけに限らず、他の鑛業についてもいうことができた。註一 全じことは米の輸出についてもいうことができた。ラングーン政府を共產黨に對する防壁とするためには、ラングーン政府の重要な收入源をなしている米の輸出について寛大な手心を加えてやるだけの雅量が外國資本にあつて然るべきであつたが、事實は正に正反對であつた。一九四九年までビルマの米の輸出は英國の食料省によつて取扱われたが、その場合噸当りの價格は三八ポンドであつた。しかるに、一九五〇年になると、ビルマ政府は自ら米の輸出を行い、噸当りの價格を四〇ポンドに引上げた。これは事前にシヤムやその他の米輸出国と充分打ち合せたうえで行われたのであつたが、この新し

い價格が發表されると、大英帝国に所屬する米の輸入國は、一齊にボイコットを表明した。そのためにシヤムがまず軟化して、舊價格で売却した。ビルマの場合には、日本との間に二〇万噸の輸出契約を結んで急場を切抜けたために、インドやパキスタン、セイロンは前の態度を改めて新價格で買付け行をつたが、註二 こうした事實のなかからでもその片鱗がうかゞえるように、外国資本にとつて一番重大な關心事は利潤であつて、ラングーン政府を安定させることではなかつた。しかも、その外國資本に頼らなければならぬところにラングーン政府の大きな悩みがあつた。一九五〇年十二月ラングーン政府の基盤たるビルマ社会黨は分裂し、前労働相タキン・ルウンはビルマ社会黨とは別にビルマ農民黨を組織したが、こうしたビルマ社会黨の分裂こそラングーン政府の当面するチレンマを遺憾なくあらわしたものであつた。何故ならば新に發足したビルマ農民黨はラングーン政府の煮え切らない態度に憤慨して共産黨の方に近付こうとしているからである。

では、一方ビルマ共産黨の方はどうであるか？ 彼らの前にも亦大きな困難が横わつてゐるようにおもわれる。彼らとしても英国やインドを背景とするラングーン政府の武力の前には、彼らの武力はあまりにも脆弱である。彼らとしてはかつて中国共産黨がやつたように地方的に解放區をつくり、それを少しずつ擴げて行く政策をとるであろうが、それにはながい苦難の時期を必要とするであろう。人によつてはビルマが中国と陸続きである點に着眼し、中国共産黨の援助を云々するものがあるが、いまのところ彼らの根據地はインドに近く、中国に遠い。したがつて彼らとインド共産黨とのあいだには緊密な連繫があるが、中国共産黨との連繫はまだ確立されていない。彼らが中国共産黨と手を握るためには、中国の雲南省と境を接する上ビルマからシヤン地方をその手中におさめる必要がある。しかし、前にも述べたごとく、これらの地域の農業は多角栽培であるために、米の單一栽培をやつてゐる下ビルマに比し

て経済的重壓に堪える力が強い。それだけに住民も亦下ビルマに比して一般に保守的である。したがつてそれらの地域は英国資本やラングーン政府に對して有力な足場を提供しており、共產黨がそれらの地域を自家葉籠中のものとすることは、そう容易な業ではない。たゞ考えられることは中共軍がビルマに進入した國府軍を追うてビルマに這入る場合のことであるが、その場合にも華僑商人とビルマ農民、華僑労働者とビルマの勞働者との利害は、必ずしも一致しないので、彼らを説得してビルマ共產黨の援助に向わせることはかなりの困難を伴うであろう。況んや現在朝鮮でアメリカと四つに取り組んでいる中共としては、今のところまだビルマ革命のために大きな力を割くことはできないはずである。中共のビルマ共產黨に對する援助が今のところ声援の範囲を出ないのもそのためである。註三

ビルマの場合にはこれらの外部的要因もさることながら、それよりも國內經濟的な行詰りによつて問題をおこしそうな氣配が多分にある。相次ぐ叛亂は危機に瀕したビルマ經濟の復興をおくらせ、ビルマの生産力を低下させた。かつて年三〇〇万トンを輸出したビルマの米は一九四八―四九年には、一二五万トン、一九四九―五〇年には八〇万トンに低下し、ビルマ政府の財政は、正に火の車となつた。だからこそ外國の援助にもすがつたわけであつたが、外國の援助は資本のもつている本來的な性質のために、ビルマをラングーン政府の当初意圖した方向とは逆の方向にひきずつて行く傾向がある。

こういう風にみえてくると、ラングーン政府の前途もまことに多難であるといわねばならぬ。ラングーン政府がその進路に横わる困難を果してよく乗り越えうるかどうかは今後の問題であるが、いずれにしてもビルマに眞の安定が訪れるまでには、まだまだ迂餘曲折がありそうである。

説 論

註三 一九四九年十一月、北京でひらかれた世界労連(WFLD)の大会では、タキン・ヌーは、インドのネールやインドネシアのハッタとともに、「帝国主義者の手先」として非難された。又北京のラジオ放送ではボー・オン・ヂー(Bo Aung Gyi)というビルマ人がさかんにタキン・ヌー政権をくさし、ビルマ共産黨に声援を與えている。もしも彼が真にビルマ人であるとすれば、彼こそ中共のもとで訓練されているさいしよのビルマ人であろう。

終
り